

報道関係各位

平成 20 年 2 月 26 日

森ビル株式会社

第一種優先株式および第二種優先株式の発行に関するお知らせ

森ビル株式会社（東京都港区 代表取締役社長 森 稔）は、本日開催の取締役会において、第一種優先株式および第二種優先株式の発行について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本調達による払込金額の総額（第一種、第二種合計）は、1,100 億円となります。

【本優先株式発行の目的】

当社は、東京の国際金融センター化に向けて、強力かつ迅速に都市再生を推進すべく、昨年末（平成 19 年 11 月 29 日）に公表いたしました森ビル長期経営計画「*Tomorrow Scape2011+5*」に基づき、「事業の積極性と成長性」ならびに「財務のダイナミズムと安定性」の両立を目指して諸施策に取り組んでおります。

本優先株式発行は、自己資本の充実とともに財務体質の強化を図るべく実施するもので、会計上の資本増強に加え、格付上の資本増強にも資する資金調達となっております。

また、本件は当社にとって初の本格的な直接調達となり、今後の当社資金調達手段の多様化に繋がるものです。なお、調達資金については、一部を運転資金とするほか、各プロジェクト資金に充当される予定です。

【発行スケジュール】

本優先株式は、以下の発行スケジュールにより、自己募集および証券会社を通じて主要機関投資家を中心に販売される予定です。

発行決議日 平成 20 年 2 月 26 日（火）

申込日 平成 20 年 3 月 17 日（月）から 18 日（火）

払込期日 平成 20 年 3 月 19 日（水）

※本調達により、当社の資本金（100 億円）は、3 月 19 日時点で 650 億円となる予定です。

【第一種優先株式概要】

名称	森ビル株式会社第一種優先株式	
本優先株格付け	BBB (JCR)	
払込金額の総額	1025 億円	
払込金額	1 株につき 1 億円	
募集株式の数	1025 株	
配当率	平成 25 年 7 月までユーロ円 12 ヶ月 LIBOR+300bp 平成 25 年 8 月以降ユーロ円 12 ヶ月 LIBOR+420bp	
	累積条項	あり
	参加条項	非参加
取得条項	平成 25 年 7 月 1 日以降、取締役会が定める日に、金銭を対価として取得可能	
取得請求権	なし	
議決権	なし	
	復活条項	なし
普通株式への転換権	なし	
残余財産分配権	普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき発行価額および経過配当、累積配当額の合計額を支払う	
募集方法	金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号ロに定める方法	

【第二種優先株式概要】

名称	森ビル株式会社第二種優先株式	
本優先株格付け	BBB (JCR)	
払込金額の総額	75 億円	
払込金額	1 株につき 1 億円	
募集株式の数	75 株	
配当率	平成 25 年 7 月まで 4.272%	
	平成 25 年 8 月以降ユーロ円 12 ヶ月 LIBOR+420bp	
	累積条項	あり
	参加条項	非参加
取得条項	平成 25 年 7 月 1 日以降、取締役会が定める日に、金銭を対価として取得可能	
取得請求権	なし	
議決権	なし	
	復活条項	なし
普通株式への転換権	なし	
残余財産分配権	普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき発行価額および経過配当、累積配当額の合計額を支払う	
募集方法	金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号ロに定める方法	

【取得条項の発動について】

当社の意図としては、本優先株式を取得（本優先株式発行要項に規定する(1)取得条項に基づく取得、又は(2)特定の株主からの取得をいう。以下「本取得」という。）する場合には、原則として、本取得の日以前 1 年間に、以下の要件を満たす資金調達手段により資金を調達していない限り、本取得を行わない方針です。

なお、当該資金調達を実施する際には、その目的が本取得のためであり、調達資金が本取得に充当される旨を対外公表する方針です。

<想定される資金調達手段>

資金調達の条件決定時点において、当社の依頼に基づいて当社につき長期信用格付を付与している全ての格付機関が、本優先株式の発行日における本優先株式と同等以上の資本性を有するものと認める資金調達手段であること。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

森ビル株式会社 広報室 磯井・野村

TEL:03-6406-6606 FAX:03-6406-9306 E-mail:koho@mori.co.jp